

若年者の町内就職と定住を促進し、町内事業者の人材確保を支援します！

”内子町若年者就職奨励金”のご案内

(趣旨) 若年者の町内就職及び定住を促進し、町内事業所における人材の確保を図るとともに、地域経済の持続的な発展に寄与することを目的として、町内事業所に正規雇用者として就職する方に対し、予算の範囲内において、「内子町若年者就職奨励金」を交付します。

1. 奨励金の額

1か年につき10万円とし、3か年を限度とします。
新規学卒者の初年度は20万円とします。

	初年度	2年度	3年度	合計
新規学卒者	20万円	10万円	10万円	最大 40万円
新規学卒者以外 (既卒・転職者等)	10万円	10万円	10万円	最大 30万円

「新規学卒者」

学校教育法に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部および高等部に限る。)、大学、短期大学、専修学校を卒業後1年以内の方。

- ✓1年間継続して勤務された方に交付します。
- ✓本奨励金は単年度ごとの申請が必要です。
(初年度・2年度目・3年度目に、それぞれ申請・審査を行います。)

2. 奨励金の対象となる方

交付申請時において、町内に住所を有し、奨励金の交付を受けた後も町内に継続して居住する意思があり、次に掲げる要件のいずれにも該当するものが対象です。

- 町内事業所(※1)に正規雇用者(※2)として就職した者で、就業開始日(雇用契約に基づき実際に就業を開始した日)時点での年齢が15歳以上40歳未満の者
- 就業開始日から起算して1年以上継続して、同一の町内事業所に就業している者
- 町税等の滞納がない者
- 本町への転入が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものでない者。ただし、就業先の本社が町内にあり、本社への転勤により転入した者又は転勤がある場合であっても勤務地が町内に限定され、町内に定住することが見込まれる者はこの限りではありません。
- 日本人である、又は外国人であって、日本国内において就労が認められている在留資格を有し、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者又は特定技能等(技能実習を除く。)のいずれかに該当する者

※1.法人その他の団体及び個人の事業者が事業活動を営む事業所で、町内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有するものをいいます。

※2.次のいずれにも該当する雇用形態をいいます。

- ア.労働契約に期間の定めがないこと。
- イ.事業所の就業規則等に定める所定労働時間をフルタイムで働くこと。
- ウ.事業所に直接雇用されていること。

3. 奨励金の対象とならない方

次のいずれかに該当する場合は対象者となりません。

- 届出年度の途中で退職したとき。ただし、天災、事業所の倒産、雇止めその他本人の責めに帰することができない理由により解雇となったときを除く。
- 内子町暴力団排除条例に違反するとき。
- 宗教学者、政治団体及び官公署の職員であるとき。
- 公の秩序又は善良の風俗に反する営業等不適切と認める種類の営業に従事する者であるとき。
- 雇用された町内事業所の事業主と2親等以内の親族関係であるとき。
- 過去にこの告示に基づく奨励金の交付を受けた者であるとき。
- 本町又は他の地方公共団体が実施する同種の奨励金等の交付を受けた者であるとき。
- 偽りの申請その他不正の行為があった者であるとき。

4. 交付対象期間(5か年度)

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
この期間に就職する方が対象となります。

5. 届出から受領までの流れ

<申請の流れ>	<提出書類など>
1. 届出	初年度は 就職後1か月以内に届出
2. 確認	
3. 申請	就職後1年を経過した日以後、その年度末(3/31)までに申請書を提出します ※在職証明書等の添付が必要です
4. 審査	町から「交付決定通知書」が届きます
5. 奨励金請求	請求書を提出
6. 奨励金支払い	町から指定口座に奨励金が振り込まれます

➡ **2年度・3年度も申請は必要(届出は不要)**

- ✓提出書類の詳細は、申請要領や申請書類チェックリストをご確認ください。

申請窓口・お問い合わせ先

▼申請書類を申請窓口へ持参又は郵送してください。

【申請窓口(持参される場合)・お問い合わせ先】

- ・提出先:内子町役場 町並・地域振興課 商工観光班
- ・受付時間:8時30分~17時15分(土日祝除く)
- ・連絡先:0893-44-2118

【郵送される場合】

〒791-3392 喜多郡内子町内子1515番地
内子町役場 町並・地域振興課 商工観光班
(若年者就職奨励金受付)宛

(町ホームページ)

